平成２３年（フ）第８４３号
熊本市帯山９丁目３番55号
債務者　大坂屋　貢
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７０号
熊本市神園１丁目１番34号
債務者　山本かおり
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第８８号
熊本市武蔵ケ丘３丁目17番２―37号
債務者　西浦ちよみ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３１９号
横浜市泉区和泉町1442番地１　川野方
債務者　三橋　秀美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２０号
横浜市港南区笹下２丁目４番33号
債務者　仲程　信枝
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
横浜市鶴見区平安町１丁目44番地８　ムラカミＭＴ301
債務者　安保　徹也
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６１号
横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ５―101号
債務者　安武　昇一
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６３号
横浜市中区松影町２－７－７　大正館607号、住民票上の住所神奈川県平塚市田村６丁目18番８号
債務者　森蔭　勝巳
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６５号
横浜市栄区公田町740番地　19棟201号
債務者　花井　清尊
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９号
栃木県佐野市大橋町3234番地９
債務者　熊倉　雄児
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第９５４号
大阪市東淀川区相川１丁目１番７―705号
債務者　河井　一真
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３６号
大阪市東淀川区東中島５丁目26番２―501号
債務者　藤原　千子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７号
岡山県津山市二宮434番地３
債務者　後藤　隆志（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後２時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第８１７号
岡山県和気郡和気町大田原295番地
債務者　大田原　誠
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６号
川崎市幸区南加瀬５丁目31番３号　レジデンスツモト201
債務者　渡辺　真也
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８号
岡山県苫田郡鏡野町小座784番地
債務者　居森　由子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部